

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：13103

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730735

研究課題名(和文)ドイツ教師教育改革における「教師教育スタンダード」の影響に関する研究

研究課題名(英文)A Study on the Influence of 'Teacher Education Standards' in German Teacher Education Reform

研究代表者

辻野 けんま (Tsuji no, Kemma)

上越教育大学・学校教育研究科(研究院)・准教授

研究者番号：80590364

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツの教師教育は大学での第1段階養成と卒業後の試補教員としての第2段階養成、ならびに入職後の現職研修(第3段階)という専門職養成・研修システムをとっている。今日、この教師教育制度全体の改革が進行している。本研究では、常設各州文部大臣会議(KMK)による教師教育スタンダード(2004、2008)が連邦規模で影響をもたらしている点に着目し、その実態を明らかにした。同スタンダードの影響は、ボローニャ・プロセスというEUレベルでの力と合流する形で改革を加速化させてきた。複数の州の関係機関における事例から、養成の実態における多様性がありつつも、超州的に共通する特徴も存在することが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Traditionally the German teacher education system was characterised by a three staged system; a program in higher education (first stage), practical pedagogic training after graduation from university (second stage; as a trainee teacher "Referendar") and in-service education (third stage). Today, the influence of teacher education reform is spreading over all stages, and especially, the "teacher education standards" at the Confederation level affect each state.

Through three years of research including document analysis and case studies, a radical influence by the teacher education standards in universities in the first stage can be seen because the standards converged with the Bologna Process at the EU level.

In the second stage, teacher education standards have also affected curriculum reform. On the contrary, concerning the in-service education at the third stage, the influence from standards was not found.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教師教育改革 ドイツ 教師教育スタンダード ボローニャ・プロセス 国際情報交換

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツにおける教師教育は、大学における理論的養成(第1段階)と卒業後の試補勤務としての実践的養成(第2段階)ならびに入職後の現職研修(第3段階)の構造を有し、その実態も、州ごと、自治体ごと、さらには大学はじめ各機関ごとにかなり多様であった。

ところが、2001年の「PISAショック」を背景にした質保証論議の高まりの中で、常設各州文部大臣会議(KMK)から2つの教師教育スタンダード(教育科学スタンダードと教科教育スタンダード)が出され、これが超州的な規模で養成カリキュラムに影響を与えるようになった。この動きは、ポローニャ・プロセスと呼ばれるEUレベルでの高等教育改革と合流する形で加速化し、従来の教師教育は歴史的転換を経験するに至った。

この超州的な規模で影響を及ぼしている教師教育スタンダードに着目して、養成から現職研修に至るまでの教師教育の中でその影響がどのように現象化しているのかをとらえ、今日のドイツにおける教師教育改革の特質を描き出そうとするのが本研究である。

## 2. 研究の目的

ドイツにおける教師教育スタンダードの影響を、教師教育の全体構造のなかでとらえ、専門職養成を特徴としてきた伝統的な制度がどのように変容したのかを明らかにすることが本研究の主目的である。

教師教育スタンダードは教師に求められる資質能力を規定したものであるため、それが従来、相対的に独自の教師教育カリキュラムを有してきた各州の養成機関において、どのように受容され実践されるようになっていくのかを、具体的な事例検証などをふまえてつつ解明する。

具体的には、(1)教師教育スタンダードを分析軸とした改革動向の整理、(2)教師教育の各段階における事例分析、(3)改革の全体的な動

向と現実の多様性をふまえた総括、の3点が目指されている。本研究の基底には、教師教育の国際化ならびに学校教育の国際化という研究代表者の問題関心がある。そこで本研究においては、教師教育に関わる日独の研究者および実務者の協力を得ながら分析を進めつつ、あわせて国際化の可能性を見出そうとしてきた。

## 3. 研究の方法

本研究の方法の全体像は、(1)ドイツの教師教育改革に関して研究代表者がこれまで行った関連研究を総括すること、(2)新たな改革動向について情報を収集し整理すること、(3)現地調査を共同で行うこと、(4)研究成果を国際学会にて発表しそのフィードバックを得ること、(5)研究の総括を行うこと、と概括できる。

このうち特に力点を置いたのが現地調査であり、共同の調査協力体制の下で大学、試補教員養成所、教員研修所、学校、学校監督庁、州文部省などを訪問調査してきた。調査体制としては、教育行政職、校長職、教諭職の実務経験者ならびに関連する領域の研究者の協力を得たことに加えて、ドイツ側からも比較教育学の研究者の協力を得て、多角的な分析を試みた。

このほか、ドイツ教育学会(DGfE)およびドイツ教育行政学会(DGBV)が主催する関連の専門会議・ワークショップ等に参加し研究動向をフォローするとともに、教師教育の国際化に関する情報交換を行うよう努めてきた。

## 4. 研究成果

### (1) 第1段階(大学)への改革の影響

教師教育スタンダードの影響が先鋭化しているのが、第1段階養成を担う大学である。ポローニャ・プロセスの影響が加わることで、教職課程は学士 修士制へと段階化された構造へ変革された。ポローニャ・プロセス参

加国間で共通の単位互換システム(ECTS)も導入され、課程はスタンダードと対応したモジュール(講義・演習・レポート等のパッケージ)として構成されるようになった。また、多くの州で第一次国家試験が廃止され大学独自の修了試験へと移行している。

KMKの教師教育のスタンダードは各州の文部省令や試験規程等に受け継がれており、各大学においてこれらに対応するモジュールが編成され、教員志望学生が定められた教育課程のなかでの学習を進めている。従来存在した学生の自主的な選択の可能性は、大幅に制約されるようになっている。

関連する動向として、教育実習の長期化の動向も見られる。一部の州では教育実習が修士課程のみに配置されるなど、学士課程が教員養成に特化されない場合もある。この場合、教職以外の職業へも「開かれた」学士課程の修了がもたらす学士号は、国際的に相互承認可能な職業資格に学士号を位置づけるポローニャ宣言の趣旨と合致する。しかし、同時にそれは、学士課程段階における専門職養成の後退を意味するため、理念上も実践上も少なからぬ葛藤をもたらしている。

多くの州では大学の修了を、従来の第1次国家試験から大学独自の修了試験へと変革したが、バイエルン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、ザールラント州では今なお国家試験のみによって教職課程が構成されており、ザクセン州は一度廃止した国家試験を復活させた。ポローニャ宣言の趣旨に即すならば大学の修了は大学独自の試験によるべきとされるが、「国家化(Staatlichung)」された専門職養成としてのドイツの教員養成の伝統がときにこれを阻んでいる状況がある。国家試験の保持によって国家(州文部省)は大学への影響力を維持しようとするだけでなく、国家と専門職が伝統的に緊密に共生してきた歴史がその背景にある。

(2)第2段階(試補教員養成所)への改革の影響

第2段階の教員養成の現場である試補教員養成所では、第1段階ほどに教師教育改革の影響は先鋭化していないが、やはりここでも教師教育スタンダードの影響は養成所のカリキュラム改革に作用している。実際に各州の試補教員養成所は、教師教育スタンダードに準拠しつつその内容を具体化する対応に追われている。とくに、教科教育スタンダードは内容が全教科(ただし職業科は除く)と広範多岐にわたっており、スタンダードの内容の具体化が難航している。

関連する改革動向としては、試補勤務期間の短縮化が各州で進行している。第2段階の養成期間の短縮化は大学における実習の長期化(実習ゼメスターの導入など)と連動している。その背景には財政削減(試補教員に支払われる給与支出の削減)などの要因もあるが、第2段階の養成期間の短縮化は必然的に第2次国家試験の内容の変革へとつながっている。

(3)第3段階(現職研修)への改革の影響

第1段階や第2段階における直接的な影響と対照的に、第3段階(現職研修)への教師教育スタンダードの影響はほとんど見られない。長らく義務的な研修制度を整備してこなかった経緯が背景にあるだけでなく、より本質的には現職研修の基本理念として「個々の教員のニーズ」を重視する風土がある。また、専門職養成を終えて(少なくとも理念上は)専門職として入職することを前提としてきた養成制度もまた、現職研修のあり方を規定している。そのため教育行政機関による集合研修・悉皆研修や学校全体での一斉研修(校内研修)などが発展しにくく、そもそもスタンダード化の素地が存在しにくいことが考えられる。

これに対して、逆に教員団体の側から現職

研修の質保証を求めるような動きがあることも特筆される。たとえば、ドイツ最大の教員組合である教育学術組合(GEW)のノルトライン＝ヴェストファーレン州支部は、研修の質スタンダードおよび指標の必要性を主張している。スタンダードが必ずしも画一的・上意下達的なコントロールのツールとしては受け止められておらず、確たる自律性が前提とされていることもうかがえる。

#### (4)まとめ

文化高権の伝統により州ごとの多様性を保持してきたドイツにおいて、教師教育スタンダードによる超州的な規模での改革が進行してきた。しかし、各州や養成機関ごとの多様性はなおも根強く存在している状況もある。

そのなかで、今日の教師教育の「ドイツ的特質」を描くとすれば、(1)総合大学での理論的養成、(2)修士修了試験ないし第1次教員国家試験の合格、(3)試補勤務としての実践的養成、(4)第2次教員国家試験の合格、(5)合格者名簿への登録、(6)正規採用、(7)現職研修という全体的な構造は共有されており、この基本的構造に大きな州差はない。

しかし、教師教育スタンダードの影響は超州的な規模での学習内容の標準化としての方向性を有している。ここにポローニャ・プロセスという超国家的な規模での教育課程構造の共通化の動きが重なっている。これら2つの改革の方向性は、スタンダードによる「内容の標準化」とEUレベルの高等教育改革による「枠組みの共通化」として特徴づけられるが、これが伝統的な専門職養成の制度ならびに州差や養成機関ごとの多様性を保持してきた教師教育の制度・文化との間で葛藤をもたらしている状況も指摘される。

ドイツ国内の研究者間での議論も継続的に続けられてきており、第1段階と第2段階の連動をめぐる問題や、修士段階での養成に

おける1年制と2年制の並立問題、各大学に設置されている教員養成センターをめぐる問題など、今なお明確な結論に至らない論点も少なくない。それでもなお、教師教育スタンダードそのものを全面的に否定するような議論が決して主流にはなっていない。

本研究の終了段階において新たに課題として浮上してきたのは、歴史的・制度的に「国家性(Staatlichkeit)」を特質としてきたドイツの教職が、グローバル化の中で「脱国家性(Entstaatlichkeit)」をどの程度/どのように包含しうるのかということである。ポローニャ・宣言が標榜するヨーロッパ高等教育圏の創設がドイツの教師教育をも国際化(ないし脱国家化)してゆくのか、あるいは教師教育スタンダードによってますますドメスティックな専門職養成が強固になってゆくのか、今後の動向を注視していかなければならない。グローバル社会における教師教育のあり方を考える上で、ドイツの教師教育改革の例は示唆に富む局面にあるといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

榊原禎宏、辻野けんま、ドイツにおける教員研修の制度と運用—バイエルン州にみる人的開発からの示唆—、京都教育大学紀要、査読無、121号、2013、1-12  
館林保江、辻野けんま、イギリスとドイツにおける教育の質保証の動向、日本教育経営学会紀要、査読無、第54号、2012、148-159

辻野けんま、ドイツ教師教育改革における『改革圧力』とその影響、教育経営研究、査読無、第18号、2011、96-104  
榊原禎宏、辻野けんま、公教育の質保証における学校の自主性・自律性と教員の

「教育上の自由」の定位、 京都教育大  
学紀要、査読無、第 119 号、2011、155-167

〔学会発表〕(計 4 件)

Kemma Tsujino; ‘Reform Pressure’  
Structure in German Teacher Training  
Reform (34th ANNUAL ISfTE SEMINAR,  
22-25 April, 2014, IC Hotels Santai -  
Belek/ Hacettepe University [国際教  
師教育学会第 34 回大会 / 2014 年 4 月 22  
~ 25 日 / 於：トルコ・IC Hotels Santai  
- Belek/アセテッペ大学])

Kemma Tsujino; The positioning of  
‘Pedagogical Freedom’ in teacher  
education - Comparison between Japan  
and Germany - (33rd ANNUAL ISfTE  
SEMINAR, 27-31 May, 2013, Hong Kong  
Baptist University [国際教師教育学会  
第 33 回大会 / 2013 年 5 月 27 ~ 31 日 /  
於：香港バプティスト大学])

坂野慎二，福本 みちよ，市田敏之，舘  
林保江，辻野けんま，照屋翔大，小松郁  
夫「学校の質を高めるための教育政策の  
国際比較研究」(第 52 回日本教育経営学  
会大会 自由研究発表 / 2012 年 6 月 10  
日 / 於：香川大学)

Kemma Tsujino; Possibilities and  
challenges for professional  
development at the “ Professional  
School of Education ” (32nd ANNUAL  
ISfTE SEMINAR, 21-25 May 2012, Paro  
College of Education, Royal  
University of Bhutan[国際教師教育学  
会第 32 回大会 / 2012 年 5 月 21 ~ 25 日 /  
於：ブータン王立大学])

〔図書〕(計 3 件)

篠原清昭編著、辻野けんま 他、ミネル  
ヴァ書房、『教育のための法学』、2013  
(執筆担当：121 ~ 139 頁)

篠原清昭編著、辻野けんま 他、ミネル  
ヴァ書房、『学校改善マネジメント』2012  
(執筆担当：233 ~ 251 頁)

山崎準二・榊原禎宏・辻野けんま、学文  
社、『「考える教師」—省察、実践、創造  
する教師』2012 (執筆担当：8 ~ 25 頁、  
138 ~ 152 頁)

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

辻野 けんま (TSUJINO, Kemma)

上越教育大学・大学院学校教育研究科・准  
教授

研究者番号：8 0 5 9 0 3 6 4